



大北森林組合等補助金不適正受給事案に関し、 県職員に対する賠償命令（損害賠償請求）を行います。

平成30年2月19日に長野県監査委員から提出のあった「長野県職員の賠償責任に関する監査結果」に基づき、以下のとおり賠償命令及び損害賠償請求を行います。

1 請求相手

監査結果において賠償責任があると判断された11名

2 請求額

監査結果のとおり

(3,387円 ~ 1,043,528円 及び遅延損害金)

3 請求日

平成30年3月19日付け

4 根拠法令

地方自治法第243条の2第1項及び民法第709条

(参考) 長野県職員の賠償責任に関する監査結果(要旨)

- ・ 監査対象職員11名には、いずれも県に対する賠償責任があると判断
- ・ 賠償額は、各職員の責任割合に応じ、また、信義則による賠償請求の制限も勘案し、3,387円~1,043,528円(これに遅延損害金(年5分)を付加)とすることが相当

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

林務部森林政策課

(課長) 福田 雄一

(担当) 中村 嘉光

電話: 026-235-7261(内線: 3214)

FAX: 026-234-0330

メール: rinsei@pref.nagano.lg.jp

総務部コンプライアンス・行政経営課

(課長) 宮下 克彦

(担当) 清沢 浩志

電話: 026-235-7029(内線: 2555)

FAX: 026-235-7030

メール: comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

(参考)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（職員の賠償責任）

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 ～ 13 （略）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。